

台風等に対する休講措置の申合せ

(平成17年1月18日制定)

この申合せは、台風及び積雪・大雨（以下「台風等」という。）による学生の事故の発生を防止するため、台風等の際の授業・定期試験（以下「授業等」という。）の休講等の措置に関し、必要な事項を定める。

1. 台風の接近による休講措置の取扱い

(1) 午前の授業等の休講措置等

午前7時に次のいずれかに該当する場合は、当日の午前の授業は休講とし、定期試験は延期する。

① 台風により、長崎県北部に長崎海洋気象台が発表する暴風警報（以下「警報」という。）が発令されている場合

② 次の2つ以上の公共交通機関が佐世保市全線不通の場合

西肥バス

市営バス

J R佐世保線（早岐～佐世保間）

松浦鉄道

(2) 午後の授業の休講措置

1の(1)により午前の授業が休講となり、午前11時に1の(1)の①又は②に該当する場合は、引き続き当日の午後の授業は休講とする。

(3) 上記(1)(2)以外については校長が適宜判断し、措置する。

2. 積雪・大雨による休講措置の取扱い

(1) 午前の授業等の休講措置等

午前7時に積雪・大雨により次の2つ以上の公共交通機関が佐世保市全線不通の場合は、当日の午前の授業は休講とし、定期試験は延期する。

西肥バス

市営バス

J R佐世保線（早岐～佐世保間）

松浦鉄道

(2) 午後の授業の休講措置

2の(1)により午前の授業が休講となり、午前11時に2の(1)に該当する場合は、引き続き当日の午後の授業は休講とする。

(3) 上記(1)(2)以外については校長が適宜判断し、措置する。

3. インターンシップの場合の取扱い

インターンシップの場合は、各実習先の指示に従うものとする。

4. 警報等の確認方法

警報の発令及び解除並びに公共交通機関の運行状況の確認は、テレビ・ラジオ等の報道によるものとする。

5. その他

(1) 地震等不測の事態が発生した場合における休講措置等は、校長が適宜状況を判断の上、行うものとする。

(2) 学生等への通知は本校ホームページ上に設定する「佐世保高専緊急連絡サイト」等を利用して行う。

附 記

この申合せは平成27年5月1日から施行する。